

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 四九七
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 四九六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 四九六
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 四九六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四九六
- 道路の区域を変更する件三件 四九六
- 道路の供用を開始する件四件 四九六
- 自動車専用道路を指定する件 四九六

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 五〇一
- 福島県選挙管理委員会 五〇一
- 政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があった件 五〇二

告 示

福島県告示第五百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月二十一日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
平成二十七年六月十九日
- 五 届出をした者
片倉工業株式会社
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月二十一日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン本宮 東棟 福島県本宮市荒井字久保田百三十二番地八
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
平成二十七年八月七日
- 五 届出をした者
株式会社ダイユーエイト

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年八月二十一日から同年十二月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン本宮 東棟 福島県本宮市荒井字久保田百三十二番地八
- 二 変更しようとする事項

1 駐車場の収容台数

（変更前）三百八十台
（変更後）二百台

2 駐輪場の位置

（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり

3 荷さばき施設の位置

（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり

4 廃棄物等保管施設の位置

（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十八年四月八日

四 届出年月日

平成二十七年八月七日

五 届出をした者

株式会社ダイユーエイト

（「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面及び図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年八月二十一日から同年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ワンダーグーいわき鹿島店 福島県いわき市鹿島町走熊西反町十二番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年八月二十一日から同年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年八月二十一日から同年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品笹谷店 福島県福島市笹谷字中谷地十一番一ほか九筆
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、鹿島加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄 (水産課)

福島県告示第五百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を白河市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 尾股平左工門 齊藤清次郎 鈴木義助 鈴木経五郎 大竹久光 大竹倉蔵 齊藤三吉 鈴木藤蔵 大竹新蔵 大竹勘兵衛 緑川欣義 吉田由松 尾股吉五郎 菟川保之助 大竹義夫 井上辰吉 中目相明 井上長次郎 薄井源助 矢内矢一郎 小河原元一 井上長吉 鈴木末蔵 鈴木浜治 鈴木長吉 鈴木太作 薄井市太郎 齊藤静示 尾股通之助 齊藤新之助 尾股喜右工門 鈴木万太郎 井上丑太郎 尾股豊満 尾股英次 吉田喜一郎 鈴木桂蔵 尾股庄次郎 佐藤勇吉 田子由蔵 大竹要吉 鈴木増蔵 鈴木勘蔵 佐藤倉吉 尾股儀重郎 大竹春吉 齊藤長太郎 齊藤西五郎 尾股茂平 尾股政之助 鈴木初吉 鈴木勝蔵 鈴木吉太郎 鈴木倉之助 鈴木友吉 齊藤興志三 井上清一 薄井千次郎 有賀松五郎 有賀菊松 薄井伊之吉 薄井徳重 薄井菊之輔 薄井忠蔵 有賀久吉 有賀正敏 有賀吉蔵 鈴木政次郎 鈴木米蔵 鈴木権次郎 鈴木卯三郎 鈴木喜三郎 鈴木正 鈴木貞夫 秋田喜久次 齊藤兵次郎 鈴木源助 鈴木又助 鈴木兵太郎 鈴木善作 鈴木伝五郎 鈴木政之助 鈴木延之助 鈴木孫三郎 佐藤義弥 鈴木善助 薄井長右工門 株式会社ライフコンサル 鈴木善太郎 鈴木小一 大森松吉 沼田佐吉 角田健之助 鈴木兼蔵 高橋長作 三好祥夫 星テルイ 鈴木善一 近藤一二三 渡部敦子 藤田弘司

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十七年福島県告示第五百三十七号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第五百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道古殿須賀川線	石川郡石川町大字湯郷渡字米子平二〇八番一地从先から同郡同町大字母畑字樋田三番二地先まで	変更前	変更後	A 六・三〇 B 六・〇〇	五八・〇 九二・五

(道路計画課)

福島県告示第五百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

変更前

路線名	区 間	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野郡山線	田村郡小野町大字小野新町字槻木内六番二地先から	変更前	一〇・五〃 一三・九	一一二・五
	同 郡同 町大字小野新町字小太内一三番一地先まで	変更後	一〇・五〃 一三・九	一一二・五

(道路計画課)

福島県告示第五百九十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県南建設事務所で平成二十七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に
 供する。
 平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道三四九号	東白川郡矢祭町大字上関河内字上町一六番地先から	変更前	六・〇〃 一七・三	一、一六一・九
	同 郡同 町大字上関河内字田中前九八番地先まで	変更後	六・〇〃 一七・三 五〇・三	一、一六一・九 一、一六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
 建設事務所で平成二十七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道古殿須賀川線	石川郡石川町大字湯郷渡字米子平二〇八番一地先から 同 郡同 町大字母畑字樋田三番二地先まで	平成二十七年八月二二日

(道路計画課)

福島県告示第六百一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
 建設事務所で平成二十七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野郡山線	田村郡小野町大字小野新町字槻木内六番二地先から 同 郡同 町大字小野新町字小太内一三番一地先まで	平成二十七年八月二二日

(道路計画課)

福島県告示第六百二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方
 建設事務所で平成二十七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯一〇九三番八六七地先から	平成二十七年八月二二日

同 郡同 村大字檜原字剣ヶ峯
一〇九三番七四一地先まで

(道路計画課)

福島県告示第六百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道猪苗代停車場線 一 地先から 同 郡同 町字梨木西一〇〇番 地先まで	耶麻郡猪苗代町字梨木西一〇〇番	平成二十七年八月二二日

(道路計画課)

福島県告示第六百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名 指 定 区 間	指 定 年 月 日
一般国道二二二号 河沼郡湯川村大字桜町字八日町一 三番一地先から 会津若松市高野町大字中沼字西坂才 甲七四六番一地先まで	平成二十七年八月二二日

(道路計画課)

公 告

公告第九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十七年八月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年八月六日
- 二 名称
NPO法人シェルパ
- 三 代表者の氏名
古市 貴之
- 四 主たる事務所の所在地
福島県双葉郡楢葉町大字下小埴字風呂内二十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に双葉郡の障がいのある方に対し、避難生活の長期化と自宅への帰還を望む方が多く存在する背景の中で、帰還準備・帰還後の生活において、地域に不足している「障がいのある方の地域生活を支える拠点づくり」を目指し、本人と家族らが安心して暮らし、働き、将来の生活に少しでも希望を見出しただけのよう社会資源を整備し、福祉の増進を図る事業を行い、地域社会の構築に寄与することを目的とします。
(文化振興課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された平成二十五年分の収支報告書について、自由民主党福島県参議院選挙区第一支部の会計責任者から次のとおり訂正の届出があった。
平成二十七年八月二十一日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

訂 正 箇 所	訂 正 後	訂 正 前
収入・支出の総額 収入総額	27,149,958	27,269,958

寄附の内訳(同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの)の次の事項を削る。

収入の内訳	寄附	法人その他の団体	※4,202,000	※4,322,000
		小計(ア)	4,302,000	4,422,000
		合計(ア)+(イ)	4,302,000	4,422,000

寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額(円)	住所・所在地
法人その他の団体	株式会社坂内セメント工業所	120,000	南相馬市